

農林委員會會議錄第三十九号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)
午前十一時三分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 川西 清君
坂田 英一君 坂本 實君
千賀 康治君 田中 彰治君
中野 武雄君 奈良 治二君
幡谷仙次郎君 原田 雪松君
大森 玉木君 吉川 久衛君
坂口 主税君 高倉 定助君
竹村宗良一君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林事務官 小倉 武一君
(農政局長)

委員外の出席者

専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

五月二十三日

委員松岡勲吉君辭任につき、その補欠として井上良二君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員井上知治君、木村公平君及び山口六郎次君辭任につき、その補欠として平野三郎君、河野謙三君及び坂田英一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

第一類第九号

農林委員會會議錄第三十九号

昭和二十七年五月二十七日

委員越智茂君及び中馬辰猪君辭任につき、その補欠として中野武雄君及び奈良治二君が議長の指名で委員に選任された。

同日
河野謙三君、平野三郎君及び井上良二君が理事に補欠當選した。

五月二十三日

鹿児島県農業試験場を国立移管の請願(中馬辰猪君紹介)(第三〇五九号)部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に關する請願外十件(吉川久衛君紹介)(第三一二二号)の審査を本委員会に付託された。

同日
農民並びに農業技術者の國際的協力活動等に関する陳情書(社団法人國際農友会会長那須晴)(第一九四八号)公營競馬の民営移管反對に關する陳情書(八王子市長小川吉之助)(第一九四九号)松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に關する法律改正の陳情書(熊本県議會議長大久保勢輔)(第一九五〇号)

農林省門可動植物検疫所鹿児島出張所の家畜検疫施設整備に關する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒治)(第一九五二号)枕崎紅茶試験地の農業技術研究費増額に關する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒治)(第一九五三号)長米山恒治(第一九五三号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事互選

小委員及び小委員長補欠選任
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)
農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七号)
農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

○松浦委員長 これより農林委員會を開会いたします。

まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。先般の委員の異動に伴いまして、理事に欠員を生じておりますが、その補欠を委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なしと認めます。それでは河野謙三君、平野三郎君、井上良二君を理事に指名いたします。

次に小委員及び小委員長の補欠選任についてお諮りいたします。先般の委員の異動に伴いまして、各小委員会に欠員が生じております。この際その補欠を委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なしと認めます。肥料に關する小委員に

河野謙三君、井上良二君、

畜産に關する小委員に

河野謙三君、井上良二君、

農林公共事業に關する小委員に

坂田英一君、

請願審査小委員に

坂田英一君、竹村宗良一君、農業共済制度に關する小委員に河野謙三君、平野三郎君、井上良二君をそれぞれ指名いたします。なお、肥料に關する小委員長に河野謙三君、請願審査小委員長に坂田英一君を指名いたします。

○松浦委員長 農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括議題として、審査を進めます。この際吉川久衛君より議事の進行に關して発言を求められております。これを許します。

○吉川委員 ただいまの三案につきましては、全員懇談会に移しまして、審議をいたしたいと思ひます。従つて本委員会は休憩いたしまして、午後再開されんことを望みます。

○松浦委員長 ただいま吉川君より一応休憩いたしましたので、この三案について懇談会を開きたいとの動議がございますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なければこれより懇談会に移ります。

午後一時より再開いたします。休憩いたします。

午前十一時六分散會

午後二時十八分開議

○松浦委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括議題

としたし、審査を進めます。ただいま農業災害補償法の一部を改正する法律案に對しまして千賀康治君外十五名より自由党の修正案が出ました。また井上良二君外七名より改進黨、社会党、阿派の三派共同の修正案が提出いたしました。その内容はただいま各位のお手元に配付いたしました通りであります。

これより修正案の趣旨について提出者の弁明を求めます。千賀康治君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案

千賀康治君外十五名提出
農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十九條第二項の改正規定中「改める。」を「改め、同項の次に次の一項を加える。」

行政庁は、農業共済団体の業務又は會計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ。

第七十九條の改正規定の次に次のように加える。

第八十七條第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による賦課金の賦課については、命令の定めるところ

第一類第九号

農林委員會會議錄第三十九号

昭和二十七年五月二十七日

による。

第百七條第四項の改正規定の次に次のように加える。

第百三十二條中「第八十七條第一項」を「第八十七條第一項及び第二項」に改める。

○千賀委員 千賀康治外十五名提出の農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案は、ただいまお手元に配付になつておる通りのものであります。本修正案について、その趣旨を弁明いたしたいと存じます。

修正の第一点は、農業共済組合に対する行政庁の検査についてであります。

現行法におきましては「行政庁は、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いて行政庁の処分又は定款に違反する疑があるとき」とありますが、何時でも、当該団体の業務又は会計の状況を検査することができるとあり、行政庁は行政庁の処分または定款に違反する疑があるときに初めて検査することとなつております。これを、改正案におきましては「行政庁の処分又は定款に従つて適正になされてゐるか否かを知るために必要があるとき」に検査するように改めておるのであります。しかしながら農業共済組合の健全なる発展を期する上からいいますならば、行政庁は常時組合の検査を行ひまして指導育成いたしますことが、国家的な重要施設として国が多額の財政的負担をいたしております現状から申しても必要であると思われま

すので、改正案による随時検査の規定につけ加へまして、新たに常例検査の規定を追加したのであります。

次に賦課金に関する規定であります

が、現行法におきまして農業共済組合、同連合会は、定款の定めるところによりまして、国の負担する事務費以外の事務費を組合員に賦課できることと相なつておりますが、賦課金の額が全国について見た場合、はなはだ不統一であり、また農家に於て相当の負担となつておる現状にかんがみまして、命令によつて一定の標準を示すことにより、不統一無秩序に陥らないようにいたしたいと存するのであります。

以上二点が修正の内容であります。何とぞ御賛成を願ひたいと存じます。

○松浦委員長 次に井上良二君に願ひたいします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する

第十二條の改正規定第一項第一号中「から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率」を削る。

第七十九條第二項の改正規定中「改める」を「改め、同項の次に次の一項を加える。

行政庁は、農業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ」と改める。

第七十九條の改正規定の次に次のように加える。

第八十七條第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一

項を加える。

前項の規定による賦課金の賦課については、命令の定めるところによる。

第百七條第四項の改正規定の次に次のように加える。

第百三十二條中「第八十七條第一項」を「第八十七條第一項及び第二項」に改める。

第百三十二條の二第一項中「同種の損害」の下に「(建築物の損害を除く。)」を加える。

附則に次の一項を加える。

6 この法律施行の際、現に農業共済組合連合会が農業協同組合又は農業協同組合連合会の建物につき負担している共済責任については、第百三十二條の二の改正規定にかかわらず、当該期限の到来まで、なお、従前の例による。

○井上良二委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する日本社会党並びに改進黨、日本社会党第二十三控室等の各派を代表いたしまして修正案の理由を説明をいたしたいと思ひます。

ただいま千賀康治君より第七十九條の一部修正が提案をされました。その分は同様でございますから、省きまして、それに関係のない部分だけについて説明を申し上げたいと思ひます。その修正案は「農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第十二條の改正規定第一項第一号中「から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率」を削る。」こう第十二條を修正したいと思ひます。

その修正の理由は、原案によりまして、通常共済掛金が全額農家負担となつておるわけでありまして、農家負担の軽減をはかる目的をもちまして、被害率と掛金との関係をできるだけ調整合理化いたしまして、農家の負担の軽減をはかる目的をもつて通常共済掛金についても、異常共済掛金と同様その二分の一の国庫負担としたのであります。

これによつて従来掛金が共済金受取りに比較して高過ぎた地方では、掛金負担が大幅に引下げられることになりましたので、いわゆる被害の少い地帯の農家に對する相当の負担を軽減し、本法の信頼を高める建前から修正をいたしましたのであります。

次に修正をいたしたいのは、第百三十二條の二第一項中の修正であります。その修正の分は「第百三十二條の二第一項中「同種の損害」の下に「(建築物の損害を除く。)」を加える。」そこでその次に附則を一項加へまして、附則は「この法律施行の際、現に農業共済組合連合会が農業協同組合又は農業協同組合連合会の建物につき負担している共済責任については、第百三十二條の二の改正規定にかかわらず、当該期限の到来まで、なお、従前の例による。」こういふふうに改めたいと思ひます。その理由は農業協同組合及び同連合会の所有する建物についての共済を農業共済組合の行つた共済の対象から除外し、農業協同組合が従来自家保険の措置をとらうといふことにいたしましたので、この理由は農業協同組合の所有する建物中、特に農業倉庫等につきまして、御存じの通り在庫物資について協同組合からいへばの保全を意味する上において保険がかけられます。

そうしますと、中身を他の保険に、また建築物は別の保険にというように、保険がばらばらになる關係がありますので、できるだけ農業協同組合の所有する建物につきましては同一保険によつて援うことが便宜でありますし、いろいろの立場からいへばさういふふうに改正をいたしたいと思つておるのであります。

なおただいま提案されておりますうちで農業共済基金法案の問題でございますが、この問題について修正をいたそうとしたけれども、法案自体の構成がいろいろとあつて参りますので、われわれ野党側におきましては、別個の法案を準備いたしまして提出することにしたから、この際つけ加へて御報告を申し上げておきます。

○松浦委員長 これにて同修正案の趣旨弁明は終了しました。

ただいまの同修正案に対して質疑があれば発言を許します。――質疑がなければ、これより農業災害補償法の一部を改正する法律案、同じく修正案、農業災害補償法臨時特例法案、及び農業共済基金法案を一括して討論に付します。討論の通告がありますから、これを許します。千賀康治君。

○千賀委員 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案並びに農業共済基金法案に關し、修正案、並びに修正部分を除く政府原案に對し、自由党を代表して賛成の意思を示すものであります。

現行農業災害補償制度は、農村の民主化並びに農業の近代化促進の一環として、昭和二十二年十二月十五日実施

されたのでありますが、爾来今日まで四箇年有半の歳月を経過いたしました。この間しばしば本邦を襲つた天変地災、あるいは冷害旱害の自然災害、または病害、虫害等による農家の損失を補填して農業経営の再生産を確保し、農業生産力の発展並びにその維持培養に多大の貢献をいたして参つたのであります。いまさら申し上げるまでもないほど周知の事実であります。わが国は地勢上並びに氣象上、常に自然の猛威をたぐましくうけることが多く、年々歳々多大の損失をこうむり、農作物病虫害もまたこのあとを受けて暴威を振うことがきわめて多いのであります。

しかるに農民はと申しますれば、零細な経営規模の中で、非常に集約的な農業を営んでゐるのでありますから、これらの災害に對しましては、個人の力をもつては、とうてい対処し得るものではありません。現行の農業災害補償制度は、これら微力な農民をして農民相互扶助の理念に基いて力を結集させ、さらに国がこれに援助を与えて、農業経営の安定と生産力の高揚を促進し、もつて食糧自給度を高め、独立後のわが国民経済の拡充に資せんとするものであります。本制度の必要性と其の長所については、万人のひとしく認めるところであります。

本制度は実施後お日も浅く、改善を要する点のあることは、私もともに認めておるのであります。今般提案されました三法案は、いずれも現下速急に改善を要する諸点の改正をはからんとするもので、いずれもみな適切妥当の措置と信じます。すなわち農業災害補償法の一部改正案につきまして

は、共済掛金に對する一部困難負担を、従来年々立法上の措置を講じて国が負担しておりましたものを、今後はこれを制度化した恒久的なものにすることとし、また農業共済団体の役員及び総代の任期を延長するとともに、それらの役員の選挙を簡単にする等、農村の実情に即して、円滑に運営し得るよういたしましたのであります。

また農業災害補償法臨時特例法案におきましては、現在の一筆ごとの引受方式は、農家全体として見る場合は、相当の被害があつても各一筆ごとの被害が三割以下の場合には共済金が支払われず、また共済金額も町村ごとに一律であつて、耕地ごとの生産力の差異が考慮されてゐない等の欠陥がありますので、この一筆単位の引受方式を農家単位の引受方式に改めれば、この欠陥は是正されたと考えられますので、試験的にこの際実施してみようとするものであります。この試験の結果に基いて、是正すべき点は大いに正して、本制度の完璧を期するようにすることとはより当然のことと思ひます。

最後に農業共済基金法案につきましては、国と農業共済組合連合会とが、半額ずつ、計三十億の金額を出資して基金を設定いたし、罹災農民に對する連合会の共済金の支払いを迅速円滑にしようとするものであります。連合会に資金供給の制度が欠陥している今日、これまた真に適切な措置と信じます。

以上の理由によりまして、私は自由党を代表いたし、修正部分を除く政府原案に對し賛意を表するものであります。なお自由党より提出されました修正

案に關しましては、制度の現状より見まして、これまた当然の措置でありますので、同様に賛意を表するものであります。なおこの際申し添えておきますが、本制度の根本問題につきましては種々問題もあり、また運営上にも問題があり、これが解決に努力すべきことはもちろんであります。本委員会におきましても御承知のごとく、農業災害補償制度に關する小委員会を設置いたしてありますので、今後ともこの小委員会におきまして、十分掘り下げた検討をいたすべきものと思ひます。

なおまた別に国庫から防災奨励金を、低被害農家並びに町村共済組合に交付すべきこと、養蠶共済につき蚕期別再保険を実施すべきこと、並びに農業共済基金に對する政府出資額を増加する措置を講ずべきことを内容とする附帯決議もいたしたい所存でありますので、この際申し添えておく次第でございます。以上をもつて私の討論を終ります。

○松浦委員長 吉川久範君。

○吉川委員 私はただいま問題になつております議案三案につきまして、共産党を除く野党各派を代表して意見を申し述べたいと思ひます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に對しましては、政府原案の第十二條を除き、かつただいま自由党の千賀康治君外十五名提出になることとの修正案並びにその他の部分について賛成をするものでございます。私が第十二條に反對するゆゑんのものは、ただいま農業共済事業におきまして一番問題になつてゐることは、農家の負担が非常に大きいということ、それから共

済金の支払いが非常に遅れてゐるといふような問題あるはこの共済事業の運営に對して改善すべき問題が多々あるのをごいまして、こういうような批判の対象となることの問題がどこから起つて来たかといふことをつづさに検討いたしますならば、この第十二條は、この際日本の実情から、組合員である農民の納得のできるような確率が設定されないままでは、できるだけ農民の負担の軽減の方途を考えなければならぬ、軽減の措置を講じなければならぬ、そういうような趣旨から、私どもは政府のこの改正原案に對して賛意を表することはできないのであります。

私どもは縦割りの二分の一の修正案を出してゐるのでございますが、これとでもまだ十分とはいへませんが、これれども、ある程度災害の少い地域の負担が軽減するといふ点において、私どもは一歩前進であると思ひます。もつと徹底したところの、農民の負担が三分の一の国の負担が三分の二といふようなことも考えたのでございますけれども、すでに二十七年年度の予算も決定を見てゐるのでございますから、ここにあまり大きな修正を要求いたしまして、政府と野党の諸君がこれに同調していただけるやいなやの問題について、われわれは多少疑義を持ちましたので、同調いただける限度といふことで、この際百歩を譲つてこの程度の修正案を出したのでございますけれども、それさえも認められないといふことであつては、われわれはただいま日本の農村の現状から考えまして、どうしてもこの第十二條の原案に賛意を表することはできないのであります。千賀康治君ほか自由党の諸君の提案さ

れました数点に關しましては、私どもの修正案にもうたつてゐるところでありまして、この点については問題はないと思ひます。われわれはこれには心から賛意を表します。その他の部分につきましては、ただいまの段階においては、これは適宜な措置であると申してもさしつかえないと思ひますから、この点には賛意を表しておきます。

その次に農業災害補償法臨時特例法でございますが、この問題については全面的に賛意を表しておきます。日本のようなこういう農業経営の多角的な複雑なところで、ほんとうに理想的な一つの方向をつくるということは容易ならざる問題であります。誕生日淺いところの日本の農業共済事業のためには、このような措置もまた考えられるべきであるといふことを、われわれは納得をする次第でございます。この措置に對しては若干の問題もあらうと思ひますけれども、この試験的な措置の結果を見まして、われわれは今後改善の要があるならば、そのときにわれわれの態度をはつきりしたい。従いまして本案については全面的に賛意を表しておく次第であります。

次の農業共済基金法案の問題でございますが、当初に申し上げましたように、先日の公聴会においても、地方から出て来られた公述人の方々の御意見にも十分ありました通り、農業共済事業の趣旨がまだ農村に徹底をしていないといふことは事実でございます。この問題に對しては農民の関心が寄せられないような原因につきましては、政府の指導監督が十分でない、あるいは普及宣伝が徹底をしていない、いろいろの問題があると思ひますけれども、

とにかく農業共済の掛金に対して支払われるところの金額が僅少であり、しかもそれが時期が遅れるということが一大原因になっているとするならば、連合会に基金を設けてすみやかに共済することは当然の措置と考えますので、この基金制度制定の趣旨にはまったく賛成をするのでございますけれども、この法案に盛り込まれてありますところの特殊法人をつくり、政府と農民とが半分ずつ出し合つて基金制度をつくるという考え方は、都道府県の共済連合会においてすでに不足金二十八億余りも出しているという現状を見ますときに、これ以上農家の人々に出資をさせるというようなことは私は前略であると考えます。そうでなくとも農村は最近非常な金詰りで、生産資材の確保等についても、あるいは税金等の問題についても非常な困難をいたして、しかもこの実情から考えまして、しかもこれは共済制度と言ふよりは、この法の名称のごとく農業共済補償制度でございます。日本の農村の現状、終戦後の日本の農業の立地条件等を考えますと、まさに共済制度というよりは補償制度であると考えてさしつかえないと思ひます。そういう意味であるがゆえに強制共済をしなければならぬというふうな結論が出て来るのであります。これら趣旨にかんがみずならば、私どもはその資金の金額は国が出資すべきである。しかもその出資は赤字を補填するような性格のものでありませぬ。必ずこれは返つて来、そして次の場合にまたこれを運用する、こういう性格のものでありますから、そのために国の負担が増すというふうな問題にはならないのでございます。

そうしてこの基金制度の確立によりまして共済金の支払いが円滑に行われましますならば、農民は初めてこの共済制度というものに関心を寄せ、そうしてこれに信頼をし、この制度の発展のために非常に私はプラスになる面が大きいであらうと考えるのでございます。そういう意味において、政府原案は乏しい日本の農村の実情から十五億も出させるといふような考え方を改めて、そうして全額国が出資すべきである、こういう考え方から私どもはただいまの政府原案に全面的に反対をするものでございます。しかも法案に盛り込まれているところによりまして、特殊法人をつくるのか申されております。かくして中央においてはいろいろの機関を設けて、そこに人件費、事務費その他の経費が加算して、農村へ支払われるところの共済金額がだん／＼と狭められて行くというふうなこういう組織は、農民のための組織であるとは考えられないのでございます。

（目的）

一 この法律は、農業災害補償法による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済について、その保険金の支払に必要資金を融通し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とすること。

- （資金の貸付）
- 二 政府は、前掲の目的を達成するため農業共済組合連合会に対し、三十億円を限度として、左に掲げる資金を貸付することができるとすること。
- 一 農作物共済に係る保険金の支払に要する資金
- 二 蚕繭共済
- 三 家畜共済
- （貸付の条件）
- 三 貸し付ける資金の利率、償還期限、貸付の方法及び元利金の回収の方法につき、規定すること。
- 四 貸付金を貸付の目的以外に使用を禁ずること。
- 2 前項の違反について、弁済期前の償還、違約金の納付等の処置を講ずること。
- （業務の委託）
- 五 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に業務を委託することができるとすること。
- （報告及び検査）
- 六 貸付を受けた者若しくは受託者から報告を徴し、又は業務の状況若しくは帳簿書類等につき検査できるものとすること。
- （主務大臣）
- 七 主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とすること。
- （特別会計法の設置）
- 八 特別会計を設置すること。
- （罰則）
- 九 所要の罰則を規定すること。
- 要綱は以上でございます。この要綱に一つ落ちておりますのは、運用の審議会の事項が落ちておりますが、それ

を加えてまいりましたところの法案が皆様方のお手元に配付してありますから、それをごらんいただいたと思ひます。このようにいたしまして、私どもはただいま日本の農業共済災害補償制度というものについて今後きわめて円滑なる発展を期待するために、このような修正もしくは代案をもつて臨んだ次第でございます。各位の御賛成を得ますならば幸いに存する次第でございます。

○松浦委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして災害補償法の一部を改正する法律案並びにたゞいま提案されました千賀康治君ほか十五名提出の修正案、この修正部分を除く原案等に対して反対を表明したいと思ひます。

近年日本の農業災害は毎年激増しているのをご存じますが、この問題について、まずこの原因というものは一体何であるか。もちろん異常災害等におきましては、政府は常に天災のみを目的にいたしているのではありませんが、しかしながらわれ／＼は今日この天災をも最小限度にとどめるところの施策がまず第一になされなければならぬと思ふのであります。ところが政府はいわゆる異常災害というものを単に天災の責任に帰して、そうしてこの天災によるところの災害を最小限度に食い止めるためのいろいろの施策、いわゆる造林、河川におけるところの決壊をも最小限度に食い止めるいろいろの施策、そういうものが第一欠けているところ、に大きな災害増大の一つの原因がある。と私はまず第一に見るのであります。なお虫害その他の災害に対しましては、根本的な防除対策が欠如して

る、こういうところにもまた一つの原因があると思ひます。ところが問題は、こういう災害を防ぐために、政府はいわゆる虫害の防除対策にいたしましても、農家がこれをやるべきだとして、若干の指導あるいは若干の施策はしておりますけれども、おおむねその責任を農家に負担しておるのでございます。

しかしながら今日の農業経営は、いわゆる現在政府が唱えております資本主義経済機構のもとにおいて、根本的に成り立たない仕組みを要請されておる。このことは、今日の政府の農業政策が、現在政府がとりつつある資本主義機構のもとにおける資本主義経済組織にマッチしておらないところに大きな原因があるとわれ／＼は考えるのであります。つまり農民みずからが行えないところの原因はそこにある。これはいろいろの機会に申し上げておりますように、たとえば農産物価格と工業生産品との価格差等を考えましたときに、このことが判然とするわけでありまます。そこでこの災害補償法というものを、政府はそういう農業政策のもとにおいて共済制度にすりかえ、そうして保険の掛金を農家と政府との負担、いわゆる農民相互の共済制度ということを考えておるのでありますけれども、今日の農業経営から考えまして、農民みずからが助け合うというこの共済制度が、はたして成り立つものであるかどうか。共済掛金の負担の過重というところは全国農民のひとしく唱えておるところであります。それではなぜ農民がこの掛金の負担の過重を唱えるか。それは農民自身が、実際から申しまして人を助けるどころではない。助

けてもらわなければならないのが農家全体だということを表明しているのがあります。農家は人を助ける前にまず自分の農業経営が成り立たない。ここにこの共済掛金の過重を訴えているのである。人を助け得るところの農業経営が成り立つておるとしますなら、おそろく農家はよろこんでこの掛金をかけるであります。しかしながら農家は、他の農家の災害を、自分も一役買つて助け得るという経済的基礎が与えられていない。そこで農民が常に掛金の過重を唱えているのであります。従つてわが党といはしましての考え方は、少くとも今日現われている法案の名前から考えまして——これは小またすくいになるから申しませんけれども、少くとも災害を補償するという法律の建前から考えまして、掛金は農家にかけざるではなしに、全額国庫で負担すべきが当然である、こういう建前に立つておるのであります。従つて農民にかけざるどころの掛金は全額して、全額国庫で負担しなければならぬ、こういう建前から私はこの修正案並びに原案に反対するわけでありす。

ところでもう一つの、いわゆる井上君外七名の提案されました修正案につきましては、そういう原則から考えますならば、第十二條の改正要綱は農民の負担を軽減するといふ意味から一歩前進であるとは考えますけれども、しかしわが党の唱える根本的な態度から申しますならば、遺憾ながら賛成することはできないのであります。

続きまして農業災害補償法臨時特例法案でございますが、この案についてわが党は賛成することができない

のであります。なぜなら、まずこの出されました三法案を流れる精神を考えますならば、一方においてはいわゆる基金制度を設け、一方においては最初の改正案において、従来食糧特別会計やその他から出しておりましたところの負担金を、あたかも国家が負担するということに、一応法律的に制度化はしておきますが、この特例法案のねらいとするところは、もちろんこれは試験的に行うとはいつておりますが、しかしこれは従来の農家に支払うところの保険金が、少くともこの案で行きますならば三分の一以下になることは、火を見るよりも明らかであります。従つてこの案のねらいとするところは、まず試験的に実施して、そうして保険金を農家に支払う場合に三分の一になるというところが明らかになつたならば、これを特例法案ではなしに恒久化しようとするものであることは、今日の政府の従来とりつた考え方から申しましても明らかであると思ふのであります。譬喻的にこれを申しますならば、今まで一反の災害に対して保険金を支払つておつたが、今度は農家一戸に對するところの災害でなければこれを支払わない。もちろん二割以上ということで、一割の災害の引上げを認めておりますけれども、しかしながら最も根本的に申しますならば、けがをしたときに支払うといつて傷害保険をかけたさしておきながら、けがしたときに払わない、一反災害を受けても払わない。農家一戸の災害でなければ払わない。つまり生命保険であつて、初めは傷害保険だといつて、けがをしたならばやるといつておきながら、結果的には生命を失わなければやらないとい

う、こういう法案にすりかえようとしておるのであります。こういうふうな農家の災害を一戸単位にすること自体は理論的にも問題があると思ふのであります。従つて私はこれに對しても反対するものであります。

なお基金法案につきましては、これは最も農家に対して二重負担になるきらいがあるところの法案であります。たとえば今日各連合会におきましては、政府も認めておりますように二十八億円の赤字を持つておる。その上に三十億を積み立てる中で十五億を農家に負担させて、一応出資さすというのであります。農民は共済金をかけておる。従つて災害があつたならば当然これに對して政府は支払わなければならぬ。その災害保険をかけて當然もかえらるものを、この支払いが遅れるとかなんとかというので、まあお前もらう分の半分を出資しておけ、それだつたならばすぐ払つてやるといふようなことで、これは二重負担になると思ふ。少くともこういうのではなしに、先ほど改進黨の吉川君から説明されましたような、いわゆる別な形における。しかも政府の全額負担によりまして即時支払えるような方法を講ずべきである。こういうような現在出されておるところの法案に對しましては、農家の負担をいさぐらに増大し、しかも結果的には、連合会は二十八億の負債を持つておる、しかもその上に農家から集めようといはしても、實質的にはこれは集まらない。そうすると保険金の支払いの中から差引くといふような形が出て来るのではないか。あるいはそのために農家が当然もえらるものが削られるきらいが非常に濃厚であると

いう考えから、私は本法案に對しましても反対せざるを得ないのであります。

なお私の際申し上げておきたいのは、最近農民団体から、いわゆる共済のかけ方をめぐつて、いろいろな陳情がなされておりますけれども、私は日本の農民の立場から考えますならば、はなはだ迷惑しごくである、少くとも農民は、いかなる立場からいひましても、農民自身はどの連合会がやり、どの連合会がやるといはしまして、農民に對しては、出るところは一つであり、受けるところは一つである。少くともこういう全国的な農業団体が、いろいろな形においてな張り争いをすること自体が、いわゆる全国的な農民団体そのものが、真に農民の味方から脱落せんとする一つの前提である。つまりこういう争ひが起りますれば、少くとも政府につけ込まれる。いたづらに農民団体の分裂を来して、それに乘じて政府が農民の負担を加重せんとすることは、火を見るよりも明らかであります。こういうような愚劣な争ひを即時やめさせる施策を政府みずからとらないところに、問題がある。少くとも、政府は、この農民団体の分裂を助長しているといわざるを得ないと私は思ふのであります。こういう点につきましては、も、本法案に對しましては反対いたしますのであります。

○松浦委員長 これにて討論は終局いたしました。これより逐次採決に入ります。まず農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決するわけでありますが、念のため採決の順序を申し上げます。千賀康治君提出の自由党修正案は、井上良二君提出の改進黨、杜

会同派共同の修正案にもまづ共通の部分を含んでおりますので、まず最初に千賀康治君提出の修正案及び井上良二君提出の修正案中、右と共通の部分、すなわち共済団体についての定例検査の点、及び賦課金の賦課に関する点について採決し、次に井上良二君提出の修正案中、共通ならざる部分について採決し、最後に原案について採決いたしますことになりすから、御承知おきを願ひます。

まず、千賀康治君提出の修正案及び井上良二君提出の修正案中右と共通の部分について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて千賀康治君提出の修正案及び井上良二君提出の修正案中、共通の部分は可決せられました。

次に井上良二君提出の修正案中、共通ならざる部分について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立少数。よつて共通ならざる部分は否決せられました。

次に先ほど可決せられました修正部分を除く以外の、農業災害補償法の一部を改正する法律案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて本法案は自由党修正案及び改進黨、社会同派の修正案中の共通部分のごとく修正すべきものと決しました。

次に農業災害補償法臨時特例法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○松浦委員長 起立多数。よつて本案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に農業共済基金法案について採決いたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて本案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、千賀康治君より農業災害補償法の一部を改正する法律案、及び農業共済基金法案の両案に対して、それぞれ附帯決議を付したいとの動議が提出いたされております。趣旨の弁明を求めます。千賀康治君。

○千賀委員 農業災害補償法案は、百数億というような非常に多額の国家資金が投ぜられておるのにかかわらず、いまだ出先の農村におきましては、この制度に對してさき／＼な流説が飛んでおります。それには一部分、この制度の真意がよくわからないという点もございしようが、その他この制度の運用がいまだ幼稚の域を脱しないという点もあつたり、いろいろいたしまして、この問題につきましては、当農林委員会におきましてもすでに取上げられており、何とかこれが適切な措置を設けて、国民全体、少くも農民全体がこの制度を敬服するように、理解をさせなければならぬ。また運用の点を進めなければならぬ。こういうわけで、特別小委員会も設けられておるわけでありまして、そこで今日修正案が可決せられたわけでございますが、この修正案が可決に至ります道程におきまして、この小委員会におきまして数回論議を重ねまして、適当な

措置を見つけるように努力が払われたのでございますが、いまだその努力が終局に達しておりません。目的が達せられるに至っておりません。そこでただいま附帯決議の案文を朗読いたしますが、皆様の御賛成を得まして、本決議案を可決いたしまして、政府にも適当な措置をとらせ、政府並びに国会協力いたしまして、目的達成の彼岸に早く達したいと思ふのであります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、低被害地域にあつては農家並びに町村共済組合が防災について非常な努力と犠牲を払つてゐるのであるから、これらの努力と犠牲に報い防災を奨励する見地から国庫において相当額の防災奨励金を準備し、低被害農家並びに町村共済組合にこれを交付するよう早急に措置すること。

二、今春の霜害にかんがみて、蚕繭共済については早速に蚕期別再保険を実施するに必要な措置を講ずること。

農業共済基金法案に対する附帯決議

一、農家経済の窮迫している現情に照らし、農業共済基金に対する政府出資額を将来増額するよう努力すること。

以上であります。

○松浦委員長 ただいまの千賀君の動議に対して、御意見なり御質疑があれば、発言を許します。

これより採決いたします。ただいまの附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて附帯決議することに決しました。なおお諮りいたします。ただいまの三案についての衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松浦委員長 それでは、さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。午後三時十八分散会

〔参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

農業災害補償法臨時特例法案（内閣提出）に関する報告書

農業共済基金法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第十三回国会衆議院農林委員会議録第十五号中正誤

頁段	行	誤	正
三四	一〇住所		住居
四五	一低当権		低当権
五	五低当権		低当権
六一	元受けた者	受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内、省令で定めるところにより	受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内、省令で定めるところにより
六三	元の規定に	元の規定に	元の規定に
八四	二土地		土地等
九二	三前條		第五十三條

三 補償金額

九三 元若しくは又は

二〇 元（使用令書）

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））

二二 元（大正十三年（大正十三年））